

都 住 政 第 5 2 5 号
平成 2 9 年 1 2 月 6 日

京都市住宅審議会会長 様

京都市長 門 川 大 作
(担当 都市計画局住宅室住宅政策課)



京都市住宅審議会への諮問について

次のとおり、貴審議会の御意見を賜りたく諮問いたしますので、御審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 諮問事項

- 諮問 1 民間賃貸住宅において対象となる住宅確保要配慮者の範囲等について
2 新たな住宅セーフティネット制度を契機とした公営住宅と民間賃貸住宅における今後の住宅セーフティネットのあり方について

なお、1については、本年10月25日から新たな住宅セーフティネット制度が施行されていることを踏まえ、取り急ぎ答申をいただきたくお願いいたします。

2 諮問の趣旨

(諮問1)

平成29年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(以下「法」という。)が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度など、新たな住宅セーフティネット制度が創設されました。

これを受け、本市の民間賃貸住宅において対象となる住宅確保要配慮者の範囲等について、貴審議会に諮問いたします。

(諮問2)

本市の公営住宅は、昭和40年代から50年代にかけて建設されたものが多くを占め、それらの団地では設備更新や耐震化、バリアフリー化といったハード面の課題のほか、入居者の高齢化の進展やコミュニティの弱体化などの課題が生じており、今後の更なる少子高齢化等の社会情勢の変化を見据え、より一層の効率的な管理運営及び適正な供給が必要となります。

また、民間賃貸住宅では、京都市居住支援協議会において、高齢者を対象として、入居を拒まない「すこやか賃貸住宅登録制度」や見守り支援を行う「高齢者すまい・生活支援事業」等の取組を行っていますが、今回の法改正を契機として、より幅広い住宅確保要配慮者に対する居住支援のあり方など、住宅確保要配慮者の入居の円滑化に向けた施策の構築がより一層求められます。

さらには、地域の活性化に向け、子育て世帯や若者世代の移住・定住につながる居住支援といった視点も不可欠であります。

こうしたことを考慮しつつ、公営住宅と民間賃貸住宅における今後の住宅セーフティネットの基本的な考え方や方向性について、貴審議会に諮問いたします。